

三 海軍軸ハ毎年毎ニ検査ヲ行フコト。但シ、コンクリート
ニアスリ、トシ及特殊油装量ヲ有スルモノハ三
年毎ニ之ヲ行フコト

四 救命信号用器具並ニ衛生設備ノ検査ハ陸海軍
リフコト。但シ、一年一回以上行ハルコトヲ要スルコト

乙 政府兼船主ノ船級協会検査代ノ範圍ニテ

件

政府ハ左記ニ對シ其兼船主ノ船級協会代行ヲ認ムルコト

一 前記甲第四号ノ検査ヲ陸海軍日本船舶ニ對スル

一切検査並ニ材料試験

理由

船舶検査ハ箇々ニテ、其ノ検査ノ其ノ本位トナシ
サレカ、今ニテ、~~船舶~~ 実状ヲ自覚スルニ、~~船舶~~ 検査ノ

構造ニ關シ官憲ニ於テ定期検査ヲ施行スルコト

有ニテ検査ハ主トシテ救命墜航及衛生設備検査

査、汽機ニ關シ検査ハ範圍ヲ出入並ニ其ノ構造検査

査ヲ又海事ニテ免団体ニ委任スルモノモ之トナリ

又例官憲ニ於テ之カ検査ヲリフ場合トモ、免スル

者アリ、簡易ニ行ハルカ、船舶高用トテ、数トナリ

没障ニ對シ、種々ニテ検査設備ノリ、毎年一回

ノ定期検査トシ、三年乃至五年毎ニ特別検査ヲ

官憲ニ於テ、嚴密ニ執リセリ、甚クハ、偶々民由

船級協会ノ検査ヲ決メラ、極メテ、狭クシテ、

田ニ止ル、船級協会ニハ、クラスニシテ、船舶ノ如キハ

中流ニテ、検査ヲ行ハルコト、家ノ検査